

館山都市計画

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

平成28年5月27日

千葉県

館山都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように変更する。

目 次

1	都市計画の目標	1
1)	都市づくりの基本理念	1
①	千葉県の基本理念	1
②	本区域の基本理念	2
2)	地域毎の市街地像	5
2	区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針	7
1)	区域区分の決定の有無	7
3	主要な都市計画の決定の方針	8
1)	都市づくりの基本方針	8
①	集約型都市構造に関する方針	8
②	広域幹線道路の整備に対応した業務機能等の誘導に関する方針	8
③	都市の防災及び減災に関する方針	8
④	低炭素都市づくりに関する方針	9
2)	土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	10
①	主要用途の配置の方針	10
②	特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針	11
3)	都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	13
①	交通施設の都市計画の決定の方針	13
②	下水道及び河川の都市計画の決定の方針	16
③	その他の都市施設の都市計画の決定の方針	18
4)	自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針	18
①	基本方針	18
②	主要な緑地の配置の方針	19
③	実現のための具体の都市計画制度の方針	21
④	主要な緑地の確保目標	21

1. 都市計画の目標

1) 都市づくりの基本理念

①千葉県の基本理念

本県では、人口減少や少子高齢化の進展、首都圏中央連絡自動車道（以下、「圏央道」という。）等の広域道路ネットワークの波及効果、防災性の向上、低炭素社会の構築、豊かな自然環境の保全等、都市を取り巻く社会経済情勢の変化や、それに伴う様々な課題に対応した都市計画の取組が必要となっている。

このような状況を踏まえ、本県の今後の都市づくりは、「人々が集まって住み、活力あるコミュニティのある街」「圏央道等の広域道路ネットワークの波及効果により活性化する街」「人々が安心して住み、災害に強い街」「豊かな自然を継承し、持続可能な街」の4つの基本的な方向を目指して進めていく。

「人々が集まって住み、活力あるコミュニティのある街」

低未利用地や既存ストック等を活用しながら、公共公益施設等の生活に必要な施設を駅周辺や地域拠点に集積させ、公共交通等によりアクセスしやすいコンパクトな集約型都市構造とし、地域コミュニティが活性化したまちづくりを目指す。

「首都圏中央連絡自動車道（以下、「圏央道」という。）等の広域道路ネットワークの波及効果により活性化する街」

広域道路ネットワークの整備を進めるとともに、インターチェンジ周辺等にふさわしい物流等の新たな産業集積を図り、雇用や定住の促進により、地域の活性化を目指す。

「人々が安心して住み、災害に強い街」

延焼火災を防ぎ緊急輸送路ともなる幹線道路、様々な災害に対応するための避難路や公園等のオープンスペース等の整備・確保、河川や都市下水路等の治水対策、密集市街地の解消等を進め、安全性、防災力を向上させた都市の形成を目指す。

「豊かな自然を継承し、持続可能な街」

身近な自然環境を保全・創出し、景観に配慮した良好な居住環境の形成や低炭素社会に配慮した持続可能なまちづくりを目指す。

②本区域の基本理念

本区域は、房総半島西南端の東京湾入り口に位置し、南房総市に隣接している。東京都心からは100キロメートル圏内に位置し、県都千葉市からは約70キロメートルの距離にある。

都市計画区域面積は110.22平方キロメートルで、西側は東京湾、南側は太平洋を望み、34.3キロメートルの海岸線を有する。海岸部は、南房総国定公園に指定され、首都圏の海水浴などのレクリエーション地として利用されている。

自然に恵まれた本区域は、約400年前の天正19年、里見義康が館山を居城としてから、南房総地方の中心的な城下町として栄えてきた。

江戸時代の初期、里見氏の改易後は、幕府の公領、諸藩の私領等となり明治を迎えた。明治22年の市町村制の実施を経て、昭和14年には館山北条町、那古町、船形町が合併し市制を施行、昭和29年の市町村合併促進法により周辺6か村を合併し、現在の館山市が誕生した。館山都市計画区域は昭和9年に指定され、以来、市域全体が都市計画区域となっている。

一方、江戸時代から白砂青松の地として各地に紹介され、文人墨客や避暑避寒に訪れる多くの観光客を受け入れ、今日まで観光リゾート都市としての歩みを続けている。

平成9年に東京湾アクアライン、平成19年には館山自動車道及び富津館山道路が全線開通したことで、都心とのアクセス性は飛躍的に向上している。また、海の玄関口としては、平成12年に館山港が特定地域振興重要港湾に選定され、平成22年に供用した館山夕日栈橋（館山港多目的栈橋）や、平成24年にオープンした交流拠点「渚の駅」たてやまなど、館山湾を活用したみなどのまちづくりを進めており、陸と海からの来訪者を温かく迎え、市民に親しまれる交流・交易のまちづくりを推進している。

引き続き、本区域は、南房総地域における中核都市としての都市基盤整備を推進するとともに、東関東自動車道館山線の館山市までの延伸や地域高規格道路館山鴨川道路などの広域幹線道路網の整備とあわせ、南房総地域の海の玄関口としての館山港の整備拡充などを促進し、南房総地域における交通の結節点としての役割を担う。

また、道路交通網の整備に伴う交流人口の増大に対応し、豊かな自然環境との調和を図りながら、首都圏のリゾートニーズに対応した質の高いリゾート地としての整備を図るとともに、体験型農漁業の推進とあわせ、首都圏における海洋性リゾート地としての役割を担っており、「活力あるふるさと館山」の実現を目指している。

これらを踏まえて、本区域の都市づくりの目標を次のとおり定める。

●広域幹線道路のネットワーク化を図るとともに、海上交通・鉄道を含めた交通機能の総合的な拡充と域内交通の円滑化

- ・広域幹線道路ネットワークを基本に、海上交通・鉄道を含めた交通機能を総合的に拡充し、首都圏及び東日本経済圏の各地域との交流・連携や地域産業・地域住民の交流・連携の基盤づくりを目指すとともに、それらと連絡する域内交通の円滑化を図る。

- ・多様な船舶が行き交い、人の交流を生み出す海の玄関口として、特定地域振興重要港湾である館山港の整備を促進するとともに、防災拠点の整備などに取り組む。また、船形漁港の再活性化などを図り、館山湾の北部におけるみなとの交流拠点の整備を促進する。
- 自然環境の保全や循環型社会の構築を進めるとともに、歴史や文化資源の活用、農水産業の振興とあわせ、良好な景観や自然を生かした観光リゾート都市づくりの推進
- ・首都圏において貴重な財産である自然環境や生態系を保全するとともに、循環型社会の構築などの諸施策を推進する。また、太陽光・風力などの再生可能エネルギーの導入を図るとともに、地球温暖化防止対策を推進する。
 - ・花や海などの自然資源や里見氏などの歴史・文化資源を生かすことを基本として、農水産業の観光化やグリーンツーリズム、ブルーツーリズムの振興拠点の整備を図るとともに、新たな観光資源の発掘、観光施設等の誘致や南房総の観光資源の広域ネットワーク化を図り、観光リゾート地としての多様性の向上に努める。
 - ・情報通信網を活用した地域情報の発信とあわせ、情報交流拠点の整備や地域情報化による市民生活の向上を図るとともに、新たなライフスタイルに対応したリゾート地の形成を図る。
 - ・U・J・I ターン希望者を受け入れる態勢の整備を図る。
- 市街地における商業・業務機能の集積や賑わい空間の形成を進めるとともに、公共交通等によりアクセスしやすい集約型都市構造の形成を目指し、街並み景観の形成やユニバーサルデザインに配慮した快適で高質な都市環境の形成
- ・館山駅周辺地区は、駐車場の配置促進、快適な歩行環境の創出、主要交通結節点として東日本旅客鉄道内房線の複線化や高速バス路線の拡充等を図るなど、南房総地域における商業・業務機能の中心としてふさわしいユニバーサルデザインに配慮した都市基盤の整備を推進する。また、街並み景観形成を推進し、良好な居住空間の創出に努める。
 - ・海岸利用に配慮した整備を促進するとともに、富津館山道路富浦インターチェンジ付近から館山湾へ直接アクセスを可能とする都市計画道路船形館山線（船形バイパス）の整備などを推進することにより、館山湾沿いに海辺の賑わい空間を整備し、館山駅や後背地の市街地と連続させて来訪者を温かく迎えるまちづくりに取り組む。
- 各集落地においては、必要な生活関連施設の充実及び市街地との連携を強化することによる地域コミュニティの維持強化を図るとともに、森林や田園等の自然的土地利用を憩いやレクリエーションの場として活用することにより交流人口の増加を促進する。

- 地域の伝統産業や伝統文化に根づいた地域産業の振興と、企業誘致など雇用機会の確保や定住促進を図り、地域経済の活性化に努める。
 - ・「房州うちわ」や「唐棧織」などの永く伝承されてきた伝統工芸品の保護・育成を図るとともに、地域経済を支える農林水産業や工業などの地場産業については、都市生活者との交流、異業種交流などによる活性化や新たな産業の誘致・育成に努める。
 - ・広域幹線道路の整備による東京都心からのアクセス性向上や観光都市としての地域特性にあった企業や産業を誘致するとともに、異業種交流による新製品の開発や既存工業の高度化による、新たな雇用機会の確保と地域経済の活性化を図る。

- 災害発生時における緊急物資輸送及び防災拠点や避難地までの地域住民の円滑な誘導に資するための沿道建築物の耐震化及び不燃化を推進する。特に、水害発生時における高台や避難ビル等避難施設までの速やかな避難を行うため、避難路の指定、避難施設の維持及び周辺整備を促進する。

2) 地域毎の市街地像

ア. 那古、船形地区

那古船形駅周辺は地区拠点として位置付け、日常の買い物に供する商業施設の集積を図る。また、市街地が海や山、農地等に近接している特徴を生かして、ゆとりある良好な居住環境の創出を図る。

那古海岸や那古山自然林のほか、崖観音（大福寺）や那古寺等の歴史資産、船形漁港の直売所など、交流促進に寄与する観光資源も多く存在していることから、都市計画道路3・5・13号船形館山線（船形バイパス）の整備推進と地区内の観光施設の魅力向上、機能の充実により、来訪者との交流を通じた活力の再生を図る。

イ. 北条地区

全域にわたり市街地が形成されている地区であり、明治11年に郡役所が設置されて以降、南房総地域の商業業務機能及び居住機能の中核を形成してきた地域である。

また、館山港多目的栈橋や交流拠点の整備にあわせ、北条海岸沿いにある都市計画道路3・5・13号船形館山線をシンボルロード整備事業により整備し、北条海岸においてはビーチ利用促進モデル事業の整備推進を図っており、館山駅西口地区を中心として海洋性リゾートタウンを目指した街並み景観の創出を進めている。

一方、館山駅東口地区にあっては、県道館山富浦線や国道410号沿いに旧来の中心商店街が形成されているが、近年は空き店舗が目立つようになり、かつての賑わいを失っている。

今後は、館山駅周辺地区は集約型都市構造の中心地区として、良好な居住環境及び商業環境の形成を進め、誰もが居心地の良さを感じるまちの実現を図る。

ウ. 館山地区

北条地区と同様に本市の中心市街地を形成している地域である。また、本市の重要な観光資源である城山公園や沖ノ島公園、赤山地下壕跡等があり、館山港多目的栈橋や交流拠点「渚の駅」たてやまが整備された。

今後は、ゆとりある良好な居住環境の創出に加え、既存の観光資源と新たに整備された観光拠点の連携や魅力の向上、機能の充実を行うことにより、来訪者との交流を通じた活力の創出を図る。

エ. 豊房、館野、九重地区

土地利用の大半は農地と山林であるが、農地の周辺に集落があり、国道128号沿いには商業地や住宅地の土地利用が見られる地域である。

九重駅周辺は地区拠点として位置付け、日常の買い物に供する商業施設の集積を図りつつ、良好な居住環境の維持増進を図る。

北条地区に隣接している館野地区は、農地等の宅地化がゆるやかに進行しているが、今後は、優良農地を保全し、既に宅地開発されている区域にあっては、良好な居住環境の維持増進を図る。

九重地区や豊房地区については、優良農地を保全し、良好な居住環境の維持増進を図る。

オ. 西岬、神戸、富崎地区

館山市の西南部に位置し、長い海岸線を有するとともに、内陸部においては山林や

農地が広がり、自然環境に恵まれた地区である。特に神戸地区はレタスの特産地として知られている。

各地区公民館周辺に主要な集落があり、別荘や宿泊施設も多く立地している。また、漁港周辺には古くからの漁業集落が形成されている。

今後は、豊かな自然環境を保全し、地区内の観光施設や歴史・文化資産を活用して交流人口の増加を図るとともに、他地区との連携機能を強化していくことにより、良好な居住環境の創出を図る。

2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

1) 区域区分の決定の有無

本都市計画区域に区域区分を定めない。なお、区域区分を定めなかった根拠は以下のとおりである。

本区域は首都圏整備法による近郊整備地帯外に位置し、人口は減少傾向で推移しており、今後もその傾向は継続するものと予測され、本区域における急激かつ無秩序な市街化の進行は見込まれないと判断される。

以上のことから、本区域においては区域区分を定めないものとする。

3. 主要な都市計画の決定の方針

1) 都市づくりの基本方針

① 集約型都市構造に関する方針

人口減少・超高齢化の進展等の社会経済情勢に対応するため、館山駅周辺地区を都市拠点として位置付け、本区域における中心的な商業・業務機能や居住機能の集積を図る。

また、那古船形駅及び九重駅周辺地区は地区拠点として位置付け、駅を中心とした都市基盤整備を行い、日常の買い物に供する商業施設等の都市機能の集積を促進しながら、良好な居住環境の創出を図る。

さらに、豊房・館野・九重地区、西岬・神戸・富崎地区等の農業集落や漁業集落を集落拠点として位置付け、都市基盤整備や生活関連施設、公共交通機能を充実させ、良好な居住環境を創出するとともに、コミュニティの維持・増進を図る。

このような都市づくりの方向性に基づき、都市拠点を中心として、各地区拠点及び集落拠点を結ぶ地域連携軸を配置し、鉄道と路線バスの連携等公共交通の利便性向上を促進しながら、各拠点間の連携を強化することにより、歩いて暮らせる集約型都市構造の形成を図る。

② 広域幹線道路の整備に対応した業務機能等の誘導に関する方針

館山自動車道が平成19年に全線開通したことにより、本区域における観光を中心とした交流人口は大幅に増加した。また、平成24年度には本路線の木更津南ジャンクションから富津竹岡インターチェンジ間の4車線化事業が開始されており、今後もさらに本区域の観光や物流におけるポテンシャルの高まりが予想されている。

引き続き、広域幹線道路の整備を促進し、多様な観光資源を生かした観光交流人口の増加、東京都心からのアクセス性向上による地域特性を生かした地域経済の発展を目指す。

③ 都市の防災及び減災に関する方針

災害発生時において緊急物資輸送路及び避難路の閉塞等を防止するため、沿道建築物の耐震化を促進する。また、市街地内の火災発生時の延焼拡大を抑制するため、沿道建築物の不燃化を促進するとともに、延焼遮断機能を高めるため、道路・公園等の公共的な空間や樹林地・農地等のオープンスペースを確保し、市街地の安全性の向上に努める。

なお、緊急輸送施設に位置づけられている館山港及び地域防災拠点に位置づけられている館山市コミュニティセンターについては、それらの機能を維持増進していくために必要な施設整備について検討し、各地区に指定されている避難場所については、それらが円滑に利用できるよう施設の維持や周辺の整備を進める。

津波の危険性が高い区域においては、避難ビル等の津波避難場所の確保を図る。また、津波対策として、海岸堤防の整備を推進する。

土砂災害の恐れのある区域においては、開発行為や建築物の立地等の抑制に努める。

④ 低炭素型都市づくりに関する方針

集約型都市構造の形成及び既存公共交通の充実等により、自動車交通から鉄道・バス等への転換を促進するとともに、太陽光・風力などの再生可能エネルギーの導入を図るなど、エネルギーの効率的な利用を促進し、環境負荷の低減を図る。

2) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要用途の配置の方針

a 商業地・業務地

- ア. 館山駅周辺、県道館山富浦線沿線、国道410号沿線
館山駅周辺、県道館山富浦線沿線、国道410号沿線に南房総地域及び館山市の中心商業・業務地を配置する。
- イ. 那古船形駅周辺
市街地の北部における近隣居住者の利用に供し、日常的購買需要に対応する近隣商業地の形成を図る。
- ウ. 国道127号沿線、国道128号沿線、国道410号北条バイパス沿線
沿道環境及び景観に十分配慮した街並みの形成とあわせて、沿道型商業地としての適切な誘導を図る。
- エ. 都市計画道路船形館山線沿線
海岸利用に配慮した整備や特定地域振興重要港湾に選定された館山港の整備を促進するとともに、情報発信や物販機能などをあわせ持ったみなとの交通・情報・交流拠点、商業施設等の立地を誘導する。
- オ. 館山港周辺
館山港を中心とした臨港地区については、館山港多目的栈橋や交流拠点「渚の駅」たてやまを生かして市内外の人々の交流や観光拠点としての魅力の増進を図りながら商港区及び漁港区としての機能の充実を図るとともに、商業施設等の土地利用を促進する。

b 工業地

- ア. 館山港周辺及び船形漁港後背地
市街地の臨海部に立地する小規模な漁業加工施設は、周辺住宅地との調和を図りながら維持していく。また、船形漁港後背地の工業地については、漁港関連地として位置付け維持していく。
- イ. 内陸部の工業地
家内工業が多く占める船形地区、館山地区等については、住環境との調和を図りながら工業の集約化などによる適正な配置に努める。

c 住宅地

市街地における住宅地については、中心商業地に隣接する区域は都心型住宅地とし、その外側は郊外型住宅地とする。

ア. 都心型住宅地

館山駅周辺の中心商業・業務地に隣接する区域は、館山市の商業・業務機能をサポートする住宅地として、交通の利便性を生かした中層程度の建築物の立地を誘導し、戸建て住宅と共存する都心型住宅地として配置する。

イ. 郊外型住宅地

戸建て住宅主体の敷地規模の大きくゆとりある住宅地を配置する。また、

住宅地の周りは、植の生垣などにより緑化し、緑に囲まれた閑静な住宅地として育成する。

② 特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針

ア. 土地の高度利用に関する方針

本区域の主要な拠点地区である館山駅周辺地区は、商業・業務機能を始めとする諸機能の集積を図るとともに、空き店舗対策や未利用地の有効活用等により土地の高度利用に努める。

イ. 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

中心市街地においては、用途地域内の土地利用の混在解消と、居住環境の向上を図るほか、地域の特色を生かした景観などの整備を進める。また、船形地区、館山地区等の内陸部の工業地で工業集積の少ない一部地域については、住居系への用途変更を検討する。

ウ. 居住環境の改善又は維持に関する方針

超高齢化社会の進展に対応し、生活の利便性に優れた中心市街地において、高齢者に配慮した良質な住宅の整備を促進するとともに、都市基盤整備の推進により良好な居住環境の形成を図る。

防災、衛生、景観等において課題となる空き家等については、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき適正な管理を促すなどし、居住環境の改善や維持を図る。

エ. 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

市街地内や集落地の良好な樹林地、境内林等は身近な自然的環境と潤いのある生活環境の形成のため貴重な緑地であり、保全・育成を図る。

館山湾の南に位置する高ノ島及び沖ノ島については、良好な自然環境を有する風致公園として保全及び活用を図る。更に沖ノ島公園については風致景観の保護との調整を図りながら、自然体験型レクリエーション等の場として活用を図る。

地域的特性や土地の利用状況、景観資源を踏まえ良好な景観の形成に関する基本方針を定めるとともに、景観計画の策定を目指す。

オ. 優良な農地との健全な調和に関する方針

国道127号以東及び国道128号以北は良好な農地が広く分布していることから、開発を抑制するとともに、国道127号及び128号沿線については、農地と一般住宅が共生する市街地として整備していく。

その他の農地については、市街地との調整を図りながら、ほ場整備を促進し、生産性と流通機能の向上に努める。また、農業の六次産業化及び都市と農村の交流機能を担うグリーンツーリズムを含めた付加価値の高い農業の推進を図るとともに、耕作放棄地を再生・有効利用する取組の推進や優良農地の保全に努める。

カ. 災害防止の観点から必要な市街地の抑制に関する方針

本区域では、山林地域内やその周辺部に多くの集落が存在しているため、

急傾斜地等の土砂災害の恐れのある区域については、土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の指定により、開発行為の制限等を図り、安全性を確保する。

また、大規模地震や津波、風水害等の災害に対して、避難地、避難路の確保を図る。また、広報活動や訓練などを通じて市民の防災意識の高揚や災害時の行動力の強化に努め、防災拠点や避難地までの地域住民の円滑な避難・誘導を強化する。

キ. 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

森林は、水源かん養、生態系の維持、空気浄化等の諸機能を有する後世に引き継ぐべき大切な資源である。しかしながら、大規模な土砂等の埋め立てや不法投棄等による自然環境への影響が叫ばれ始めている。恵まれた自然環境の維持・増進を図るため、環境の保全等を目的とした地域指定などについて検討を進めるとともに、人と自然のふれあう共生空間としての利用やその保全・育成に努める。

また、南房総国定公園区域を含むリゾート地域については、自然公園法等に基づく保全と開発の調和を保ちながら、海洋と丘陵地の豊かな自然環境を活用し、南欧風の景観に配慮した魅力ある海洋性リゾート空間の形成を図る。

3) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

① 交通施設の都市計画の決定の方針

a 基本方針

ア. 交通体系の整備の方針

広域幹線道路ネットワークとして館山自動車道（木更津南ジャンクション～富津竹岡インターチェンジ間）及び富津館山道路の4車線化整備とともに、東関東自動車道館山線の館山市までの延伸と地域高規格道路館山・鴨川道路の事業化を促進する。

また、観光地に集中する自動車の渋滞や、排気ガスなどによる環境への影響を低減し、広域幹線道路ネットワークを活用した高速バス路線の拡充や、鉄道の利便性の向上を図るとともに、海上交通の利用促進など公共交通ネットワークの拡充を図り、環境に配慮したアクセシビリティに優れた交通体系の整備を図る。

区域内については都市計画道路の整備を推進するとともに、国・県道の整備とあわせて地域の回遊性を高めるため、主要幹線道路のネットワーク化を推進する。

上記の広域的な交通体系整備の方針を踏まえ、本区域における交通体系の整備の基本方針は、以下のとおりとする。

・広域交通軸の整備を踏まえた都市交通軸の強化

本区域の北部から東部にかけての地域では、東京湾アクアラインと結ぶ東関東自動車道館山線、富津館山道路、国道127号、国道410号、地域高規格道路館山鴨川道路などの広域交通軸が整備・計画されており、首都圏を含む広域的な交流・連携による交流人口の増加が期待されている。このため、広域交通軸と連携する都市交通軸の強化を図る。

・都市の利便性と一体性を高める生活軸（補助幹線道路）の体系的整備

幹線となる県道の整備の促進や都市計画道路などの整備推進、さらに狭隘な踏切など域内交通網のボトルネック個所の改善により、広域幹線道路とのアクセス性や市街地内の循環性の向上を図る。

また、交通結節点としての館山駅については、館山駅東口駅前広場の機能の維持拡充を図る。

・歩行者に優しく、憩いの空間としての道づくり

ユニバーサルデザインやバリアフリーに対応した歩行者空間の整備を推進する。

・公共交通環境の維持・改善

広域幹線道路の整備にあわせ、羽田空港、成田空港や東京・神奈川などを結ぶ高速バス路線を拡充するとともに、東日本旅客鉄道内房線の機能充実など、鉄道の利便性の向上を促進する。

・海上交通拠点整備及び利用の促進

特定地域振興重要港湾に選定されている館山港において、南房総地域の活性化を図るため、館山港多目的栈橋について規模の拡充を図り、南房総地域の海の玄関口としての整備を促進するとともに、東京湾内や伊豆半島、伊豆諸島、小笠原諸島などを結ぶ海上交通を促進する。

なお、長期未着手の都市計画道路については、社会情勢等の変化を踏まえ、その必要性や既存道路による機能代替可能性等を検証し、必要に応じて見直しを行う。

イ. 整備水準の目標

【道路】

都市計画道路については、現在、市街地面積に対し約 1.6km/km²（平成 22 年度末現在）が整備済みであり、引き続き交通体系の整備の方針に基づき、地域の実情に応じて効率的に整備を進める。

【鉄道】

内房線については、狭隘な踏切の改良による道路交通環境の改善を図る。

【駐車場】

鉄道、バス交通及び自動車交通の交通結節機能強化のため、パーク・アンド・ライド駐車場等の整備を検討する。

【港湾】

観光・レクリエーション機能の強化を図ることで、地域の活性化が期待できる港湾として、特定地域振興重要港湾に選定されている館山港では、館山港多目的栈橋について、今後も館山港湾振興ビジョンに基づき栈橋規模の拡充を促進する。

ｂ 主要な施設の配置の方針

ア. 道路

【主要幹線道路】

・東関東自動車道館山線

国土開発幹線自動車道として位置付けられている東関東自動車道館山線について、館山市までの延伸の事業化を促進し、富津館山道路、国道 127 号、国道 128 号や国道 410 号、地域高規格道路館山鴨川道路とのネットワーク化を図る。

・地域高規格道路館山鴨川道路

国道 128 号を補完し東関東自動車道館山線や国道 410 号とのネットワーク化により南房総地域の循環性の向上に大きな役割を果たす地域高規格道路館山鴨川道路の整備を促進する。

【幹線道路】

・都市計画道路 3・5・13 号船形館山線（船形バイパス）

富津館山道路の富浦インターチェンジから県営船形漁港がある船形地区を経由して北条海岸にアクセスするための交通動線を確保するため、一般県道犬掛館山線及び都市計画道路 3・5・13 号船形館山線（船形バイパス）について、一体的に整備を推進する。

・都市計画道路 3・4・12 号青柳大賀線

国道 127 号、国道 410 号などの幹線道路から西岬地区へのアクセス性の

向上と市街地を循環する円滑な交通動線を確保するため整備を推進する。

・一般県道和田丸山館山線（仮称）正木バイパス

一般県道和田丸山館山線について、地域観光拠点へのアクセス性や那古地区の円滑な交通誘導を確保するため、国道127号に接続する一部区間について、バイパスの整備を促進する。

イ. その他

南房総地域の海の玄関口として、緊急輸送施設に位置づけられている館山港の整備拡充を促進する。

c 主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に整備を予定する施設等は、次のとおりとする。

主要な施設	名称等
道路	・都市計画道路3・5・13号船形館山線（船形バイパス） ・都市計画道路3・4・12号青柳大賀線

（注）おおむね10年以内に着手予定及び施行中の施設等を含むものとする。

② 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

a 基本方針

ア. 下水道及び河川の整備の方針

公共下水道基本計画に基づき、公共用水域の水質保全、生活環境の改善を図り、快適で良好な居住環境の形成に努める。

また、降雨時の雨水流出を抑制するため、森林や農地の保全を図るとともに、総合的な流出抑制策を講じる。

【下水道】

- ・市街地における下水道の整備については、市街化動向や市街地整備・都市基盤整備と十分に整合を図り、これと一体となった公共下水道の効率的な整備を進める。
- ・市街地外の集落地等においては、生活環境の改善・向上のため、合併処理浄化槽の設置を促進する。

【河川】

- ・本区域には2級河川の平久里川、滝川、境川、山名川、汐入川（5河川）と準用河川（4河川）及び普通河川（28河川）の合計37河川がある。土地の宅地化が進み、保水能力や遊水機能が減少し、雨水が短時間に河川に流入する現状にある。このため、大雨による災害の発生を防止するとともに、津波の進入や遡上を考慮し、自然環境に配慮した多自然川づくりなど、市民や関係機関と連携しながら河川整備を推進することとし、護岸周辺への植栽や浄化対策など環境整備に努める。

イ. 整備水準の目標

【下水道】

「千葉県全区域汚水適正処理構想」に基づき、人口密度の高い市街地及び市街地整備の行われる地区において優先的に公共下水道の整備を進め、普及率の向上に努める。また、公共下水道計画区域外の地区においては、合併処理浄化槽の設置を促進する。

【河川】

本区域の河川の整備水準は、河川ごとに定められる計画規模に基づくものとする。

b 主要な施設の配置の方針

ア. 下水道

公共下水道基本計画に基づき、効率的かつ計画的な整備を図る。また、鏡ヶ浦クリーンセンター（終末処理場）は、処理区域の整備の進捗にあわせて段階的に整備を図る。

雨水についても、既存の排水路等の施設を有効に活用しつつ、排水施設の整備を進める。

イ. 河 川

河川流域の自然災害等から市民の生命、財産を守るため、2級河川である平久里川、滝川の早期整備を促進する。

c 主要施設の整備目標

おおむね10年以内に整備を予定する施設等は、次のとおりとする。

都市施設	名称等
下水道	・館山市第一号公共下水道 ・館山処理区
河 川	・平久里川、滝川

(注) おおむね10年以内に着手予定及び施行中の施設等を含むものとする。

③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針

a 基本方針

健康で文化的な都市活動と都市機能の向上、良好な生活環境の確保を図るため、人口の動向や市街化の状況に対応し、また長期的な展望に立ち、必要となるその他の施設について整備を図る。

b 主要な施設の配置の方針

ア. ごみ処理施設

ごみ処理については、資源の有限性とごみ処理の効率処理という観点から、ゴミの減量化及び再資源化に努め、既存のごみ焼却場の適正な維持管理を図るとともに、安房郡市広域市町村圏事務組合による新たなごみ処理施設の整備を促進する。また、ごみの減量化・再資源化のための処理施設の整備や処理体制の確立を図る。

4) 自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針

① 基本方針

本区域は、海と丘陵の豊かな自然と地域性・歴史的風土を具えた、地理的・景観的に恵まれた区域である。

こうした恵まれた自然環境と歴史性・地域性に培われた美しい緑は、首都圏における貴重な財産であることから、現在の良好な緑を保全するとともに、質を高め、安全で美しく風格のある緑豊かな都市づくりを進めていくものとする。

また、大規模な土砂等の埋め立てに対しては、人の手によって変えられた自然は、もとに戻すのに大変な時間と労力が必要であるということを十分考慮して、抑制を含めた適切な対応をする必要がある。

このため、豊かな自然環境の保全と必要とされる緑地の確保を次のように進める。

- ・ 海洋と自然丘陵を生かした観光リゾート空間を形成する緑地を配置する。
- ・ 自然、歴史・文化、地域性を特徴づける環境、景観を形成する緑地を保全・育成する。
- ・ 広域利用の拠点となる公園、市民の歩いていける身近な公園の配置を検討し、これらの公園を結ぶアメニティ豊かな公園ネットワークの形成を目指す。
- ・ 都市の安全性を確保するため、避難場所・避難経路の緑化やこれを補完する緑地を配置する。
- ・ 市民が誇りや愛着を抱く緑として、主要眺望点からの俯瞰景、榎の生垣の美しい街並みなどの保全と育成を図る。

・ 緑地の確保目標水準

緑地確保目標水準 (平成47年)	将来市街地に対する割合	都市計画区域に対する割合
	約 30% (約 224ha)	約 80% (約 8,818ha)

・ 都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準

年次	平成22年	平成37年	平成47年
都市計画区域内人口 一人当たり目標水準	17.8 m ² /人	17.2 m ² /人	19.5 m ² /人

② 主要な緑地の配置の方針

a 環境保全系統

ア. 区域全体

南房総国定公園に指定されている本区域は、首都圏でも有数の恵まれた自然や景観を有する地域である。このため、大規模な土砂の埋め立てへの適切な対応を図るとともに、後世に伝えるべき自然環境の保全を図る。

イ. 平砂浦地区

「白砂青松100選」の平砂浦海岸や、「森林浴の森100選」の県立館山野鳥の森などの首都圏に誇れる緑の保全・育成を図る。

ウ. 館山湾沿岸地区

高ノ島、沖ノ島など、都市における貴重な緑として、風致の維持を図る。

エ. 南部丘陵地

丘陵地の森林や斜面緑地はリゾート地域全体の景観を担保する緑として保全を図る。

オ. 市街地周辺の緑地

市街地ゾーンに隣接している生産緑地、丘陵地、斜面緑地を、市街地を取り巻く環状緑地として保全する。

カ. 市街地・集落地内の緑地

まとまりのある樹林地、生垣、境内林等の緑地の保全を図る。

b レクリエーション系統

ア. 区域全体

市街地内で、日常生活の中で身近に利用することができる都市公園を誘致距離、規模等を勘案し適正に配置する。

また、城山公園、沖ノ島公園、館山野鳥の森等、多様なレクリエーション需要に対応した施設を維持する。

イ. 館山湾沿岸地区

館山湾における海上交通拠点の整備との整合を図りながら、海岸利用に配慮した整備などを促進し、公園・緑地環境の整備を図る。

c 防災系統

ア. 区域全体

防災機能を持つ緑の整備、緑化の推進を総合的に展開し災害に強い安全な都市を目指す。

イ. 工業地周辺

既存の工業施設周辺においては、緑化協定の締結により緑化を図るとともに、既存集落や住宅地の環境保全を図るため緩衝機能として、既存樹林・緑地等の保全、緑化に努める。

ウ. 市街地

災害時における安全を確保するため、公園・学校等の避難場所、防災拠点を

市街地内に体系的に確保するとともに、安全な避難路の整備によりネットワーク化を図る。

エ. 急傾斜地危険区域等

地すべりや崩壊等の危険性の大きい地域、水害の恐れのある地域の災害を防止するため、緑化を推進するとともに、用途地域内や用途地域に隣接した地域において保水や遊水機能を有する農地や住宅地の緑の保全・活用を図る。

d 景観構成系統

ア. 区域全体

波静かな鏡ヶ浦、太平洋を望む白砂青松の地平砂浦海岸、四季折々の花が楽しめるフラワーライン、市内に数多く存在する社寺や史跡と一体となった緑、地域の背景を構成する丘陵の緑など、地域の歴史や個性を形成する自然景観の保全を図る。

また、田園集落景観、市街地景観、崖観音・城山公園・館山野鳥の森などの眺望点からの景観など、それぞれの地域に景観特性があり、これまで主に取り組んできた南欧風の街並み景観形成のみならず、槇の生垣等の秀逸な景観資源を考慮し、地域の特性を踏まえた良好な景観の形成を推進するため、景観計画の策定を目指す。

イ. 館山駅周辺

館山駅周辺地区等における南欧風の街並み景観形成の保全を図り、リゾート地としての良好な都市景観を創出する。

e その他

ア. 区域全体

地域性や歴史性を形成するまとまりのある良好な景観や環境を有する那古寺や城山公園、安房神社周辺などの地区の保全を図る。

イ. 生態系を支える緑の保全

豊かな自然環境や多様な生物群を有する生息空間を形成する丘陵の緑、海浜の緑、農地や河川などの保全を図る。

③ 実現のための具体の都市計画制度の方針

a 公園緑地等の施設緑地

ア. 街区公園、近隣公園、地区公園

用途地域内の公園配置の不均衡を是正するため近隣公園、街区公園の適正な配置を検討するとともに、既存施設の維持・保全を図る。

都市計画道路 3・5・1 3 号船形館山線（船形バイパス）の整備に合わせ、都市計画道路に隣接する都市計画公園 2・2・2 号根岸公園の整備を推進する。

イ. 総合公園

城山公園については、館山を代表する花の公園として維持・保全を図る。

ウ. 風致公園

沖ノ島、高ノ島については、風致景観の保護との調整を図りながら、用途地域に近接する自然を体験できる風致公園としてその維持・保全を図る。

b 地域制緑地

用途地域内に位置する緑地のうち、環境保全や景観形成または防災上特に重要性の高い良好な樹林地について、積極的な保全を図る。

また、良好な自然と住環境を維持している地域、社寺、歴史的意義のある土地や樹林地、国定公園区域の後背地などの樹林地について保全を図る。

④ 主要な緑地の確保目標

おおむね 10 年以内に整備を予定する公園等は、次のとおりとする。

a 公園緑地等の施設緑地

種 別	名称等
街区公園	根岸公園

(注) おおむね 10 年以内に着手予定及び施行中の公園等を含むものとする。